

平成 27 年度 第 4 回 明石市立学校通学区域審議会 議事録

日 時：平成 28 年 2 月 10 日（水） 15：30～17：00

場 所：明石市役所分庁舎 4 階 教育委員会室

出席委員：9 名

欠席委員：5 名

傍 聴 者：3 名

配布資料：「平成 27 年度第 4 回明石市立学校通学区域審議会次第」

「大久保小学校過大規模対策に伴う通学区域について（諮問）（案）」

「資料(1)-1」

「資料(2)-1」

「資料(2)-2」

「資料(2)-3」

「資料(2)-4」

◎：副会長 ○：委員 ●：事務局

1. 開会

●事務局

只今から第 4 回通学区域審議会を始めさせていただきます。

本日は委員 14 名中、9 名にご出席いただいています。

それでは、これより議事に移らせていただきますが、会長におかれましては、急遽、緊急の所用が入られたとのことで、欠席させていただきたいとのご連絡をいただきました。つきましては、副会長に議事進行をお願いしたいとのご連絡をあわせていただいております。

副会長、進行をお願いします。

2. 議事

◎副会長

それでは、まず初めに、教育委員会より当審議会に諮問が提出されるということですので、受理したいと思います。

●事務局

皆様方には昨年末の大変お忙しいときにお集まりいただき、大久保小学校の現状等についてご説明させていただいたところです。

そのことについて、教育委員会議でもその後の状況等を受けまして、こちらについてはぜひ審議会でお諮りしてお伺いしたいということで、諮問の運びとなりました。

それでは諮問書をお渡しいたします。

◎副会長

ただいま、諮問書を受理いたしました。

諮問内容につきましては、後ほど事務局よりご説明を受けることといたします。

◎副会長

それでは、会議次第に基づきまして、議事1つ目の「諮問について」、事務局から説明をお願いします。

●事務局

このたびの諮問でございますが、大久保小学校の過大規模対策については、平成26年10月に通学区域審議会から通学区域の変更等の答申をいただき、その後、同年12月に教育委員会決定を経まして、平成28年4月から実施するところでございます。しかしながら、同校区内でさらなる宅地開発等が予定されているため児童数の増が見込まれており、当分の間、同校の過密状態は解消されない状況でありますことから、実質的には、追加の諮問となります。

このたびの諮問の対象区域ですが、諮問書に添付しております、2枚目の図面をごらんください。

黒の点線が、この3月末までの通学区域の境界で、左側が大久保小学校区、右側が沢池小学校区でございますが、この境界線が、4月からは黒の実線になります。

この4月からの境界線に接します、神戸刑務所の北側の区域、黒刷りにしております区域が、このたびの諮問の対象区域で、現在、大久保小学校区でございます。

この区域内で、新たな宅地開発が予定されていることから、同校の児童数への影響が懸念される場所です。

ちなみに、この黒刷りの区域の中に、細い点線がございますが、これは、大久保中学校区と大久保北中学校区の境界線でございます。

この黒刷りの区域の状況については、後ほど、詳しくご説明いたします。

次のページの「大久保小学校 児童数見込み」をごらんください。

この見込みは、昨年12月28日開催の通学区域審議会において、ご報告いたしましたものとほぼ同じものでございます。

1つだけ異なりますのが、平成28年度の1年生、すなわち、次の4月の新生ですが、236名と記載しております。

前回の審議会では、232名と報告いたしましたが、その後、4名増加しております。

表の下の※印をごらんください。

1つめとして、児童数の見込みは、平成26年12月に決定しました通学区域変更後での各年齢別の人口を基に、平成33年度までの児童数の見込みを一覧表にまとめております。

2つめとして、兄弟姉妹配慮対象者である新生は、全員、大久保小学校へ入学するものとしております。

3つめとして、平成29年度以降の特別支援学級の児童数は、28年度の児童数見込と同数にしております。

4つめとして、各年度の1年生の学級数は、35人学級で試算しております。

あと、記載していませんが、この見込みには、引越しによる転出入などの社会増減は反

映しておりません。

平成 29 年度以降の 2 年生から 6 年生までの各学年の児童数は、前の年度の 1 学年下の児童数と同数にしております。例えば、平成 29 年度の 2 年生は 236 名となっておりますが、これは 28 年度の 1 年生の児童数を年度送りしたものです。

総児童数としては、平成 28 年度の総児童数が 1,365 人とピークとなっており、32 年度まで今年度の児童数を下回ることはない状況です。

学級数ですが、表の右下に記載しております保有教室は 43 教室に対し、平成 29 年度がピークの 44 クラスとなっております。

対応としましては、28 年度にクラス増となります特別支援学級の 3 クラス目につきましては、少々手狭になりますが、普通教室の半分サイズの部屋を充てる予定となっております、29 年度以降も、実質的には、特別支援学級は普通教室 2 教室分で対応できると考えております。

以上のことから、大久保小学校は、当分の間、過密状態が解消されない状況でございます。

【資料(1)-1】の 1 ページ目、「通学区域変更後の児童数見込み(小学校)」をご覧ください。

この後の議事でご検討いただきます通学区域変更の影響を受けます 2 つの小学校の、平成 33 年度までの児童数見込みを一覧表にまとめております。

表をごらんください。

左の、大久保小学校は、先ほどご説明いたしましたとおりです。

右の、沢池小学校ですが、平成 33 年度には、今年度に比べ、児童数は約 170 名、クラス数は 4 クラスの増が見込まれます。

沢池小学校の見込みには、平成 26 年 12 月決定の通学区域変更で沢池小学校区となりました松陰山手土地区画整理事業の宅地開発地への今後の転入児童数の増は含んでおりませんので、さらに児童数が上振れていくと思われれます。

次のページ、「通学区域変更後の生徒数見込み(中学校)」をごらんください。

小学校と同様に、この後の議事でご検討いただきます通学区域変更の影響を受けます 2 つの中学校の、平成 39 年度までの生徒数見込みを一覧表にまとめております。

まず、左の、大久保北中学校ですが、今後、生徒数・クラス数ともに増加が見込まれ、平成 35 年度には、保有教室の 22 教室を上回るクラス数になる見込みでございます。

右の、野々池中学校ですが、今後数年間は減少傾向となりますが、平成 35 年度に、今年度の生徒数を上回り、その後も増加していく見込みでございます。

説明は以上でございます。

◎副会長

ありがとうございました。

大久保小学校の現状と見込みということで、ご説明いただきました。

確認ですが、前回 12 月にいただいた資料からの変更というのは、平成 28 年度の 1 年生が 4 名増えたということよろしいでしょうか。

●事務局

その通りでございます。

◎副会長

これは、新しく引越しをされてきたということですか。

●事務局

そういう方も含まれております。

◎副会長

前回、あと14名増えるとクラスが1つ増えるということも言われていましたが、そうなる
とあと10名増えると1年生が8クラスとなりますが、3月までの状況ではいかがでしょうか。

●事務局

前回12月の審議会で、平成28年度の1年生が232名と報告させていただきました。1年生
が246名を越えますと、35人学級では1学級増となりますので、7クラスから1クラス増
の8クラスになります。

28年度につきましては、保有教室数内でなんとか対応可能ですが、29年度の2年生のクラ
ス数が1クラス増の8クラスとなりますと、29年度で保有教室数を上回る状況になります。

現在、28年度の1年生が236名となっておりますが、あと10名増えますと、29年度で学
級編成ができなくなるという状況でございます。

◎副会長

1年生が35人学級で計算されているということで、大久保小学校に限っては、30人学級の
導入はせずに35人学級ということによろしいでしょうか。

●事務局

来年度から新1年生を30人学級にということで、市として進めておりますが、大久保小学
校につきましては教室数が足りないということで、その場合は臨時講師を1名配置しまして、
教科によってはその1名がクラスに入って、同室複数指導をして対応することを考えており
ます。

◎副会長

皆さんからご意見やご質問があれば、お願いします。

4年生から5年生に上がる際に学級数が減っているのは、35人学級から40人学級になっ
ているからということですか。

●事務局

おっしゃるとおりでございます。

◎副会長

平成27年度から28年度のときに、若干プラス1名やマイナス2名などの変更があります
が、これは通学区域の変更を希望された方も入っているのでしょうか。

●事務局

入っております。

通学区域変更対象区域にお住まいの、現在大久保小学校に在籍しておられます児童全員に、意向確認調査をいたしましたところ、1名が沢池小学校へ、1名が大久保南小学校へ転校される結果となりましたので、その児童を含んでおります。

この2名のほか、平成27年度は5月1日現在の児童数を記載しておりますので、それ以降の転出入児童を28年度の1学年上の児童数に反映しております。

◎副会長

平成27年5月1日から今までの転出入と、現2年生の1名が大久保南小学校へ、現5年生の1名が沢池小学校へ行かれる分も反映されているということです。

大久保小学校の児童数見込について、特にご意見が無ければ、次に進めていきたいと思っております。

大久保小学校におきましては、平成32年度までは同校が保有している施設が非常に厳しい状況が続くということは、これでご理解していただけたと思います。

よって、今後、大規模な宅地開発や建設があれば、何らかの対策を取らなければならないということがご認識いただけたと思います。

それも踏まえまして、次の議事の「通学区域について」に移りたいと思っております。

まず1つ目の「検討対象区域のそれぞれの状況について」、事務局から説明をお願いします。

●事務局

【資料(2)-1】の、カラーの「検討区域拡大図」をごらんください。

この図面は、このたびの諮問の対象区域の拡大図でございます。

図面の中の赤の実線が、この4月からの大久保小学校区と沢池小学校区の境界線になりまして、赤の実線の上側が新・沢池小学校区、下側が新・大久保小学校区でございます。

また、黄色の点線は、大久保中学校区と大久保北中学校区の境界線で、黄色の点線の下側が大久保中学校区、黄色の点線と赤の実線の間が大久保北中学校区でございます。

通学区域の境界線は、土地の形状など地理的条件を考慮しながら、可能な限り複雑な線引きにならないよう設定するのが一般的でありますことから、このたびの諮問対象区域は、大久保小学校と沢池小学校の新境界線、すなわち赤の実線と、神戸刑務所の敷地との境界線と、谷八木川とに囲まれた区域を、最大とする案として考えました。

仮に、この諮問対象区域の通学区域を変更しようとする場合、事務局としましては、沢池小学校区への変更しかないのではないかと考えております。

なお、この区域からの、大久保小学校及び沢池小学校への通学距離でございますが、大久保小学校へは約1.1km、沢池小学校へは約1.3kmでございます。

図面に記載いたしておりますとおり、この区域を、土地の状況に応じて、AからGの7種類の区域に分けております。

AからGの土地の状況については、【資料(2)-2】「検討対象区域(A～G)のそれぞれの状況について」をごらんください。

表の一番上の行をごらんいただきますと、「土地の状況」、「居住世帯」の有無、「自治会区域等」、現在の「小学校区」・「中学校区」について、それぞれの区域ごとに記載いたしております。

なお、「居住世帯」欄につきましては、居住者がいる場合、○印をつけております。

【資料(2)-4】の写真をごらんください。

ここでは、それぞれの区域ごとの現況を把握していただくため、写真を掲載しております。見かたとしましては、それぞれの写真にアルファベットの記号をつけていますが、このアルファベットの区域を撮影した写真となっております。

【資料(2)-3】をごらんください。

こちらは、AからGまでのそれぞれの区域について、「土地の状況」などに加え、それぞれの区域の、現況や今後の見通しを箇条書きで記載しております。

順次、ご説明いたしますので、【資料(2)-1】の、カラーの「検討区域拡大図」と、【資料(2)-4】の、写真もあわせてご参照ください。

まず、1枚目の「B」の区域でございますが、約50戸の住宅地として宅地開発していくとの情報を、昨年11月に得ました。まもなく造成工事が始まり、来年度の早い段階で不動産の販売が開始される見込みで、早ければ、来年度中には入居ができる状態になるとのことです。

写真の「B1」をごらんいただきますとお分かりいただけると思いますが、接道状況から、将来的には「A」の住宅地と一体の住宅地になると思われれます。

なお、自治会区域は、松陰自治会区域になります。

次に、「A」の区域でございますが、約40戸の住宅地で、すでに入居者がおり、小さな子どもも住んでいるようです。大久保小学校区であることが理由の1つとして、住宅購入された可能性は否定できません。

現在、まだあまり家が建っていない状況ですが、販売中ですので、今後、随時、転入があります。

なお、自治会区域は、松陰自治会区域になります。

もし、「B」の区域を変更対象とし、この「A」の区域を変更対象としなかった場合、通学区域の線引きが複雑になりますとともに、「A」の区域からは西の大久保小学校へ、「B」の区域からは東の沢池小学校へ、通学方向が交錯することとなります。

次に、「C」の区域でございますが、民家とアパートがございます。

アパートには、現在、小さな子どもも住んでいるようで、今後、随時、転出入が見込まれます。

なお、自治会区域は、松陰自治会区域になります。特に、民家には、古くからの松陰自治会の方がお住まいですが、現在、子どもは住んでいないようです。

もし、「B」の区域を変更対象とし、この「C」の区域を変更対象としなかった場合、通学区域の線引きが複雑になります。

次に、「D」の区域でございますが、民家がございます。

ここには、古くからの宮前自治会の方がお住まいですが、宮前自治会の区域については、すでに決定済の通学区域の変更により、すべて沢池小学校区へ変更しております。

なお、この「D」の区域には、現在、子どもは住んでいないようです。

次に、「E」の区域でございますが、現在は、農地でございます。

特に、「B」の区域と神戸刑務所間の農地については、今後、「A」と「B」の区域と一体となる形で、新たに宅地開発される可能性があります。

次に、「F」の区域でございますが、現在は、林野でございます。

諮問対象区域を西は谷八木川までとしましたため、含めております。

なお、この「F」の区域の南側は、神戸刑務所の敷地でございます。

次に、「G」の区域でございますが、難波塚池です。

神戸刑務所の敷地以外を、諮問対象区域にしましたため、含めております。

それぞれの区域の状況については、以上でございますが、事務局としましては、AからGまでの区域すべてを、沢池小学校区・野々池中学校区へ変更いたしてはどうかと考えておりますものの、それぞれの区域について、ご検討いただけましたらと思います。

以上でございます。

◎副会長

ありがとうございました。

12月末の会議では事務局より状況報告ということでしたが、今回は諮問を受けての審議ですので、活発な意見交換をお願いしたいと思います。

まず確認ですが、【資料(2)-1】の拡大図で、赤の実線より南側が大久保小学校、大久保中学校並びに大久保北中学校の校区ということになりますが、大久保小学校におきましては受け入れが難しい状況にあります。よって、沢池小学校への変更という提案がありました。

沢池小学校の状況について、【資料(1)-1】にもありましたが、大規模校ではないですが、保有教室数の関係で受け入れというのが難しくなるのではないかと思います。事務局としては、今後この区域が沢池小学校へ変更となったときにどのように考えていますか。

●事務局

先ほど【資料(1)-1】で沢池小学校につきまして説明させていただきましたが、ご覧のとおり保有教室数26教室に対しまして、平成33年度には児童数が691名、クラス数が24クラスと見込んでおります。更に、今後の転出入を見込に含めておりませんので、松陰山手土地区画整理事業地区やこのたびの住宅開発地へ転入してくる児童が加算されてくると思います。

施設面では、将来的には何らかの対策を取らなければいけないというのが課題としてあるものの、転入してこられる世帯構成が現時点では分かりませんので、どの程度増えるのか見込むことができない状況でございます。

●事務局

将来のことなので確定的なことは申せませんが、沢池小学校には、現在プレハブで中庭側に平屋建ての2CR分と2階建の4CR分、教室数でいくと合計6CR分のプレハブが建っています。

平屋の分は平成16年の建築でございます。2階建の分は平成19年の建築でございます。一定年数は経っておりますが、まだ使える状況でございます。

ただ、今後の推移を見まして、平屋の部分につきまして、どうしても窮することになれば一定改善を考えなければならないかもしれません。

ただ、例えば運動場にプレハブを更に建てるとなれば、生徒は増えるにも関わらず、プレハブで運動場を犠牲にしないといけないということもございますので、そのあたりも勘案しながら、学校運営上のストレス並びに児童生徒へのストレスが少ない形で対応していければと思っております。

◎副会長

ただいまのご説明でご意見などはありますでしょうか。

単純に保有教室数の話になりましたが、学校や幼稚園において児童生徒数・園児数が大幅に増えてきたときに、教室数以外に何か考えられる問題というのはあるのでしょうか。

○委員

クラス数が増えれば職員も増えるし、備品のこともありますが、それは対応可能かと思えます。

○委員

やはり安全管理というあたり、校内・園内の使用の仕方も変わってくると思いますし、子どもたち自身も、教室だけではなくトイレや手洗い場で園児が交錯することが多くなるであろうと予測しますので、細かいですが靴箱ですとか、きっと混雑はしてくるであろうと感じました。

◎副会長

教室数だけでなく、それにまつわることも検討していただくということですね。先ほど見ましたように大久保小学校については緊急に対策を取らなければいけません、沢池小学校におきましては十分改善できる時間もあるということで、事務局から沢池小学校区に変更しては、という案が出ております。

審議会としましても、沢池小学校に変更できればという考えのもと議論を行っていければと思いますが、区域ごとの問題があると思いますので、それぞれ「A」から「G」の区域について意見交換をしていければと思います。

まず、今から人が住んでくる「A」と「B」について、意見をいただきたいと思えます。

「B」の地区において、例えば沢池小学校区に変更になるときに、何か問題を解決しなければいけないという意見がございましたら、お願いします。

それぞれの状況を見ていただきますと、「B」は平成 28 年度の早い時期に販売開始ということで、今の段階では人は住んでいませんが、不動産のチラシ等に校区名が表記された場合に、早く知らせるべきではないということがありますので、そういう意味ではこのあたりは早く決めてあげないといけないと思えます。

今は松陰自治会区域ということですが、自治会の方で、沢池小学校に変更すると何かありますか。

○委員

大久保小学校区の連合自治会からは、まだ結論は聞いていません。

◎副会長

「A」「B」においては、数年前には人は住んでいなかったようですが、区域としては松陰自治会ということで、地域の方と話し合う必要があるということですね。

●事務局

12月の審議会で、やはりこれからの子どもたちのことを考えると、再びの通学区域変更で、特に地域には負担がかかるということで、そのあたりの理解が得られないとなかなか難しいのではというご意見をいただきました。地域の方には事務局からも説明に行っておりますので、状況をご説明させていただきます。

●事務局

昨年末の通学区域審議会を受けまして、地元自治会に現在の久保小学校の状況と難波塚池西側の宅地開発の状況をご説明するなかで、子どもの通学先となる学校の変更という部分は、久保小学校の現状を鑑みまして、それは致し方ないという一定のご理解はいただいたものと認識しております。

一方で、自治会運営について、1つの自治会から複数の学校へ通学する子どもがいるというのは、運営上非常に負担がかかるということで、今回通学区域を変更する場合、この新たな住宅開発地や、すでに通学区域変更を決定済の松陰山手土地区画整理事業区域などにつきましては、将来的には自治会の分割を市として支援してほしいという要望を聞いております。

○委員

久保小学校区の関係者と話をしていますが、あまりはっきりしたことは言われたいです。

自治会として2つの小学校区を抱えるのは負担が大きいことですので、久保小学校区もこの件については十分検討してもらわないと、また問題が出てくる可能性がありますと話しています。

私の考えからいくと、新しい自治会を立ち上げていただいたら一番問題が無いと思います。現地に行ってみても、沢池小学校へ行っていただくのがいいように思います。

◎副会長

2つの校区に分かれると自治会が大変だというお話と、「A」「B」合わせて大体100軒くらいの家が建つことで、新しく自治会の立ち上げもできるのではという意見もいただきました。

やはり校区も地域に守られていますので、自治会というのを大切に考えていかなければいけないというのが我々審議会の考えですが、子どもたちの平等な学習環境を考えたときに、優先順位としては久保小学校にこれ以上児童が増えるということは限界でもあるのかなという観点で話を進めていきたいと思いますが、そう考えますと、「B」の区域は誰も住んでいないということから、比較的に変更しやすいのではないかと考えられます。

「A」の区域になりますと、事務局からの説明にもありましたように、何軒か住まれているということでした。

ここが大久保小学校区だからという理由で入居されているかどうかはわからないということですが、これからできる「A」「B」の地区で、早めにこの地区の校区を設定しておかないといけないと思います。

確認ですが、今「A」の区域に住まれている世帯に、子どもさんがおられるということでしたね。

●事務局

小さなお子さんたちが、おられるようです。

◎副会長

その小さな子どもたちだけが将来的に大久保小学校に行くとなると、周りの子どもたちが沢池小学校に行かれる中で、自分たちだけ大久保小学校というのは非常にかわいそうではありますので、こちらから何かしらの提案をすることは出来るとは思いますが、特例として、この数軒は大久保小学校に行けるようにしようとする、どのようになりますか。

●事務局

以前にご審議いただいた通学区域変更では、当然、区域で変更するということで決めましたので、兄弟姉妹がいる方については配慮するということでしたが、兄弟姉妹がいない方はご理解いただいて通学区域を変わっていただいております。

今回も、もし変更するとなれば、区域を全て変更していくのが原則だとは考えておりますが、このたびの諮問対象区域は、一昨年前に通学区域変更を決定したにも関わらず対象にできなかったという特殊事情がありますので、大久保小学校区として残ったのを理由に最近購入された方もいらっしゃるかもしれません。

原則としては、変えらば全員変わっていただくんですが、そのあたりは特例として対応することになるかと思えます。

ただ、今の時点で小学生がいらっしゃるわけではないようですので、今すぐではなくて、何年か先に、やはりどうしても大久保小学校に行かせたいということであれば、個別に事情を聞かせていただいて、教育委員会として判断していきたいと考えております。

◎副会長

個別の配慮ということになるわけですね。

「A」「B」について、他にご意見があればお願いします。

○委員

「A」「B」については、子どもさんがいらっしゃるようだというので、これからの地域ですし、大久保小学校は過大規模ですので、やはり沢池小学校区ということで、通学区域を変更するというのでいいと思います。

◎副会長

概ね「A」「B」については、沢池小学校区への変更が望ましいという方向で進んでいく

いと思います。

それでは、「C」「D」について見ていきたいと思います。

「C」に関しては、民家2戸、アパートが1棟ということで、このアパートにお子さんがおられるようだという事でした。

「D」に関しては、民家が6戸でお子さんはおられないようだという事でした。

アパートの状況は把握されておられますか。

●事務局

アパートに関しては、きちんと確認が取れているわけではありませんが、おそらく賃貸のアパートであると想定しております。

現在、小さいお子さんがおられるようです。

◎副会長

比較的新しいアパートで、今後、転出入が考えられるようです。

「C」「D」に関して、沢池小学校区に変更するとした場合、何か意見がありましたらお願いします。

○委員

仮に「A」「B」だけを沢池小学校区にすると、「C」「D」「G」は飛び地みたいになりますね。

「B」は大久保小学校区に残し、今出ている「A」と「C」「D」「G」は沢池小学校区とするのはどうでしょうか。

◎副会長

「B」の地区については大久保小学校区に残してもいいんじゃないかということでしょうか。そうなると、大久保小学校の受け入れが厳しいと思います。

○委員

確かに難しいかもしれません。

◎副会長

やはり「A」「B」は人が増えるかもしれないということで、対応が必要だと思います。「C」「D」につきましては、現在お子さんがおられないようですので、もし何か問題があるとなれば、自治会の変更になるかと思います。

現在、「C」には松陰自治会の方がおられるということですが、事務局ではどのように考えていますか。

●事務局

仮に通学区域が変わった場合であっても、古くからの自治会の方には引き続き従前の自治会に入り続けていただけるような柔軟な対応を、地元自治会にお願いしているところでござ

います。

◎副会長

通学区域は沢池小学校区ですが、今までの関係もありますので、従来通り地元自治会での活動を、ということですね。

●事務局

そのような柔軟な対応をお願いしております。

○委員

新たに自治会を作るのは非常に難しいです。今の若い方はなかなか自治会活動に積極的ではなくて、立ち上げが難しいので、希望としては地元自治会で抱えていただいて、何年かしたら独立するという方法がいいんじゃないかとは思いますが。もちろん、新しくやろうという人がいて、出来る場合もありますので、一概に言えません。

これは、線を引くとすれば、谷八木川から東は全部ということにしないと仕方ないでしょうね。

◎副会長

そうですね。

境界線がいびつな形になると、それはそれでまた難しくなってくるころでしょうね。

「C」に関しては、大きく児童数に影響することは、今のところなさそうだと考えられます。

現在、「D」にも宮前自治会の方がおられるとのことですが、事務局ではどのように考えていますか。

●事務局

宮前自治会区域についてですが、諮問書に添付しておりました図面で言いますと、神戸事務所の実線と、その右上に点線が走っている、ちょうどそのエリアが宮前自治会区域と認識しておまして、平成 26 年 12 月の教育委員会決定で、すでに沢池小学校区へ変更しております。

◎副会長

「D」に関して、宮前自治会区域は沢池小学校区へ変更したということですね。

●事務局

宮前自治会の区域については、平成 26 年 12 月に決定しました通学区域変更で、全て大久保小学校区から沢池小学校区へ変更したと思っていたのですが、実は飛び地でこの「D」の区域が残っていたというのが実態です。

実際に子どもさんはいらっしゃらないようですので、大きな影響はありませんが、「D」の区域は、今のまま何もしなければ、宮前自治会の一部が大久保小学校区域のまま残るとい

ことになります。

○委員

変更はしないといけないんですか。

●事務局

事務局としては、併せて変更していきたいと考えております。

◎副会長

他にご意見が無ければ、「E」「F」「G」のところを見ていただきたいのですが、「E」が農地、「F」が林野、「G」が池となっています。

今後開発される可能性があるということで、今の段階で変更しておいたほうがいいんじゃないかということです。

写真なども見ていただきながら、沢池小学校区に変更となった場合、何か問題があるようなことがありましたらお聞かせください。

このあたりも自治会の区域の調整がしっかりできれば、問題はないところかと思いますが、できたら谷八木川から東側を変更するほうが分かりやすいかと思います。

●事務局

前回の変更決定から間もなくこのような状況となった理由の一つとして、民間の開発は突然話が出てくるというのがあります。そのあたりを考えますと、特に「A」の北側の農地でありますとか、開発道路に接しているような農地というのは、今は開発区域には入っていませんが、その気になればすぐに家が建てられるような区域がほとんどになります。

「F」については、林のようなところがありますので、時間はかかるかと思いますが、「G」についても池ですので、実際に家が建つというのは少し先の話になるのかもしれませんが、そういう可能性のあるところについては、今のうちに、今回のようにならないように、と考えております。また、通学区域というのは道路や地形で分かりやすく区切るのが原則と考えておりますので、事務局としては分かりやすい形で通学区域の変更をさせていただいて、既に住んでいらっしゃる方や、大久保小学校入学を理由に家を買われた方については、個別的な配慮を教育委員会で対応するというので、そのあたりについてご意見をいただければというふうに考えております。

◎副会長

個別配慮というものを考えた中で、優先順位を考えますと、大久保小学校の過大規模対策というのを早急に対処しなければいけないということで、「A」から「G」のすべてを沢池小学校区へ変更することが、子どもたちにとってもいいのではないかということです。

このことに関して、何かご意見がありましたらお願いします。

○委員

「F」をもし沢池小学校区にすると、刑務所の塀までの間はどうなるんですか。

●事務局

「F」の南側には塀が無いので、外から見ると土地の境界が分かりづらいのですが、神戸刑務所、いわゆる国の所有地との境界線までを変更対象に加えております。

○委員

この辺までは刑務所の敷地ということですか。

●事務局

その通りでございます。

●事務局

「F」の南側の土地につきましては、刑務所としては整備はされていないんですが、刑務所の土地として国が持っている土地で、いわゆる字界の区域にもなっています。

○委員

将来、払い下げの可能性もあるということですか。

●事務局

無いとは言えないと思います。

○委員

今回変更している方が良いということですか。

●事務局

「F」の部分は国有地ではなく、民地ですので、変更の対象にしています。

○委員

「F」から南が国有地ということですか。

●事務局

そういうことです。

◎副会長

「F」は今のところ林野ということですが、家が建ってしまうと大久保小学校へ行きたいということになるかもしれませんので、早めに対応するほうが良いということでしょう。

他にご意見はありますでしょうか。

○委員

校区の境の赤い線は山手環状線ではないですね。

●事務局

山手環状線につきましては、もう少し北側になります。

諮問書に付けておりました図面を見ていただくとお分かりいただけるかと思いますが、ちょうど真ん中あたりに東西に斜めに走っている大きい道路が山手環状線でございます。

◎副会長

この地区から沢池小学校へ行く場合は、山手環状線を通ることになると思われませんが、通学路等の安全対策について検討されていることがありましたらお願いします。

●事務局

通学路の指定については、小学校が、この場合は沢池小学校が指定するものでございます。

指定にあたっては、沢池小学校と PTA 等がご協議いただきまして、最終的に決めていただくこととなりますが、おそらく「A」「B」の開発地からは、図面上の赤の実線と重なる市道を通ることはまず間違いないとは思いますが、難波塚池から北上して山手環状線へ通じる市道を通って、山手環状線へ出て通学するケースと、一方、「A」「B」の区域に東西に走っております道路をひたすら東へ出ていただいて、現沢池小学校区のエリアを通って通学するケースの2種類になってくるかと思えます。

いずれにしても、安全対策というのは学校側が通学路の指定をしていただきまして後、PTA 等のご協力をいただきながら、安全対策を施してまいろうと思っております。

◎副会長

現在、通学路で山手環状線を通る児童はいるのでしょうか。

●事務局

今年度の2学期から松陰山手土地区画整理事業の区域の児童が沢池小学校へ、山手環状線の北側の歩道を通って通学しているという情報を得ております。

◎副会長

松陰山手というのは、上川池と下川池の下の区域ですか。

●事務局

その通りでございます。

◎副会長

「A」から「G」まで個別に見させていただきまして、それぞれご意見をいただきましたが、概ね、これらの区域を沢池小学校へしていくという事務局の案で、大きく問題はないように思われます。

我々審議会としても、やはり優先順位としては、大久保小学校の過大規模対策を優先していきたいと思えます。

次に、2つ目の「施行日について」、事務局からお願いします。

●事務局

このたび、ご議論いただきました区域の通学区域を変更いたします場合の「施行日」でございますが、すでに、平成26年12月に教育委員会決定しております、大久保小学校過大規模対策としての通学区域の変更日に合わせました平成28年4月1日を1つの案として考えております。

理由としましては、3つございます。

1つ目は、大久保小学校過大規模対策として、通学区域を変更する他の区域と変更日を合わせることで、対象となる方々にとって、より分かりやすいと思われまこと、2つ目は、子どもたちにとって学年が変わる4月1日が望ましいこと、3つ目は、このたびの「B」の区域、すなわち、これから開発される約50区画の住宅地は、来年度の早い時期に販売開始される見込みですので、それまでに決定することが望ましいことでございます。

説明は以上でございます。

◎副会長

ありがとうございます。

これに関して、ご意見やご質問はありますか。

広報や関係先への連絡はどのようにされるんですか。

●事務局

そのあたりにつきましては、最終的には通学区域審議会におきまして、答申をいただいた後、教育委員会で最終決定をいたしましてから、特に今回影響のある方々につきましては、丁寧な説明をさせていただきたいと思っております。

●事務局

一般的な広報につきましても、平成28年4月1日から大久保小学校区が変更されることは一昨年に決まっておりますので、この区域も新たに変更ということになれば、決定済の変更を追加して市民に対しての広報周知をしていきたいと考えております。

◎副会長

それでは3つ目の「その他」ということですが、本日の議論全般を振り返って、ご質問・ご意見などはございませんでしょうか。

○委員

地元自治会にはきちんと説明をお願いします。

○委員

大久保南小学校のPTAの話だと、大久保小学校から大久保南小学校へ転校された方が少数いて、今の久保南小学校区まで子どもさんを送っていく保護者のご苦労があったりだと

か、自分たちの地区の役員でない人がその地区まで迎えに行くというようなやり取りがあって大変だということは聞いていますので、先ほど例外を作るということも出ていましたが、保護者にも PTA 役員にも負担がかかるので、出来るだけそういうことが無いほうがいいのではないかと思います。

◎副会長

例外を作ると、それはそれで負担がかかる方が出てくるので、概ねこちらから方向性を決めていければと思います。

他に何かございますか。

本日の議論で、今回の諮問については概ね方向性が出てきたと思われしますので、次回の審議会では、本日の意見を踏まえ、当審議会からの答申について議論できましたらと思っております。

事務局におかれましては、答申案の作成をお願いします。

それでは、これを持ちまして本日の議事を終わらせていただきます。それでは進行を事務局にお返しいたします。

●事務局

ありがとうございました。

前は昨年末のお忙しいときにお集まりいただいて、その時点ではご意見をお伺いするというかたちでさせていただいて、そのときいただいたご意見をもとに、地域の方のご意向も踏まえたうえで、今回諮問させていただきました。

今日のご意見を踏まえまして、近々答申案を作成いたしまして、最終的に答申案についてご審議いただいた上で、答申いただきたいと考えております。

通学路の安全対策ということに関しましても、山手環状線というのは都市計画道路で新しく整備した道路ですので、広い歩道が両側についておりますし、途中で信号のある交差点もあって、交通安全という面では非常に安心な道路である一方で、田園地域を横切る道路ですので、防犯的なことから言いますと、ちょっと寂しいところを通る道路で、そのあたりでは実際に通っていらっしゃる方も不安を持っているところがあるようでございます。

そのあたりについては、学校等と相談させていただきながら、出来る限り安全に安心して通学していただける方法を考えていきたいというふうに考えております。

近々、次回の審議会のご案内をさせていただきますけれども、その際にはどうぞよろしくお願いたします。

本日はどうもありがとうございました。

以上